

全管協 SSI グループ

グループ内取引および業務提携等に関する基本方針

2011年10月17日

全管協 S S I グループは、グループ内において、複数の会社が相互に取引を行う（以下「グループ内取引」という。）または相互に業務提携等を行う（以下「業務提携等」という。）にあたって、全管協 S S I グループ各社の業務の適切性と財務の健全性を確保するため、本方針を定め遵守に努めます。

1. グループ内取引および業務提携等を行うにあたっての遵守事項

全管協 S S I グループ各社は、以下の事項を遵守する。

- (1) グループ内取引は法令等に則って行うとともに、グループ内取引により利用者保護・顧客利便を阻害することのないよう適切な対応を行い、取引の適切性を確保する。また当事者となる会社の財務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引については、適切な措置を講ずることにより、当該健全性を確保する。
- (2) 業務提携等を行うにあたっては、当事者となる会社同士で事前に十分な協議を行い、その適法性を確保し、また利用者保護・顧客利便を阻害することのないよう適切な対応を行うとともに、当事者となる会社の財務の健全性を確保する。

2. 全管協 S S I グループ各社の管理業務

- (1) 全管協 S S I グループ各社は、グループ内取引および業務提携等を本方針に従って実施するために、適切な管理態勢を構築する。
- (2) 株式会社全管協 S S I ホールディングスは、グループ会社の経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引または、業務提携等が行われる場合には、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備する。
また、グループ会社の行うグループ内取引および業務提携等について、本方針に沿った対応となっているかを検証し、必要に応じて措置を講ずるように要請する。

以上
